

# 違法運用を見つけたら 電波法 80 条報告書

不法局を見つけたら、違反行為が聞こえたら、あなたが報告をするのが法の定めです。

地道な報告の積み重ねが私たちのアマチュアバンドの防衛に繋がります。

電波法（報告等）

第八十条 **無線局の免許人等は**、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、**総務大臣に報告しなければならない。**

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき（第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。）。

二 **この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。**

三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

[80 条報告書シート](#) ←下記リンクをクリックしてダウンロードしてください

[http://www.jarl.com/kochi/80jou/80jou\\_houkokusho.doc](http://www.jarl.com/kochi/80jou/80jou_houkokusho.doc)

（Microsoft WORD 2010 以降が必要です）

JARL ホームページ に載っている 80 条報告の記載例

<https://www.jarl.com/kyushu/pdf/80jyorei.pdf>